

大野市九頭竜保養の里指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 名称 ・地域交流センターホテルフレール和泉（以下「フレール和泉」という。）

・温泉保養館九頭竜温泉平成の湯（以下「平成の湯」という。）

・附帯施設

(2) 所在地 大野市下山第63号2番地の24

(3) 施設概要

① フレール和泉

ア 開設年月 平成6年8月

イ 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3階建 延べ2,922.84㎡

1F レストラン（65席） 157㎡

厨房 83㎡ ラウンジ 32㎡

男女別トイレ、機械室、従業員室、冷蔵庫、冷凍庫、倉庫

2F 正面玄関及び交流ホール 206㎡

受付及びクローク 12㎡ 事務室及び更衣室 40㎡

大広間 156㎡、小宴会室（16畳） 各1

男女別大浴場（温泉） 浴室各 36㎡、脱衣室各 28㎡

男女別トイレ、配膳室、倉庫

宿泊棟（客室 10室）

・和室 10畳（洗面所、洋式T付） 8室

・和室 10畳（洗面所、UB、洋式T付） 2室

3F 大会議室 174㎡

器具庫 2、収納庫 1

男女別トイレ、配膳室、機械室、倉庫

宿泊棟（客室 10室）

・和室 10畳（洗面所、洋式T付） 6室

・和室 10畳（洗面所、UB、洋式T付） 1室

・和室 8畳（洗面所、洋式T付） 1室

・洋室 （洗面所、UB、洋式T付） 1室

・特別室 （洗面所、UB、様式T、ウォークインクローゼット付） 1室

ウ その他設備等

地下式オイルタンク（灯油 4 0 0 0 L） 1 基
合併処理浄化槽（4 4 0 人槽） 1 式
受水槽（F R P 製 4 5 m³） 1 基
源泉用加圧給水ポンプ及び同タンク 1 式
駐車場（レストラン前） 9 8 0 m²
植栽木（イロハモシジ 2、ナカマト 4、ナツバキ 9） 1 5 本

② 平成の湯

ア 開設年月 平成 2 6 年 1 0 月

イ 構造 鉄骨造 1 階建 延べ 6 2 5 . 3 1 m²

受付及びホール 8 0 m²、事務室 1 4 m²、倉庫 3 5 m²

休憩室スペース（3 0 帖）

浴室 1 内湯 6 2 m²、サウナ 9 m²、外湯 9 2 m²、脱衣室 3 4 m²

浴室 2 内湯 6 4 m²、サウナ 7 m²、外湯 1 2 4 m²、脱衣室 4 2 m²

男女別トイレ、身障用トイレ、機械室

ウ その他設備等

源泉井戸（深さ 4 5 3 m 自噴） 1 箇所

源泉タンク（F R P 製パネル式 6 m²） 1 式

合併処理浄化槽（1 0 5 人槽） 1 式

駐車場 1, 1 0 0 m² 植栽木及び外構施設 1 式

③ 附帯施設

シンボルサイン塔、道路標識型看板（保養の里入口付近） 1 式

駐車場（第 1 駐車場 1, 1 1 0 m² 第 2 駐車場 3, 5 0 0 m²）

園地（芝生広場 3, 0 3 4 m²、植栽木）及び園路 1 式

2 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の各号のいずれにも該当するもの。

また、次の各号のいずれにも該当する複数の法人等で構成された団体（以下「共同団体」という。）でも可としますが、当該共同団体の構成団体は別の共同団体の構成団体となる又は単独に応募することはできないものとします。

共同団体の設立については、適当な名称を付するとともに代表となる法人等を選定してください。申請後の代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めな

いものとしします。

なお、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者とし、その場合には1月上旬までに登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出することとします。

- (1) 大野市内に事務所を有し、又は指定期間開始までに大野市内に事務所を有する見込みであること。
- (2) 業務を円滑に遂行し得る安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないもの。
- (5) 法人においては当該法人及び当該法人の代表者に、その他の団体については当該団体の代表者に市税、法人税、消費税、地方消費税の滞納がないこと。

3 応募方法

(1) 応募書類

ア 指定申請書（様式第1号）

イ 大野市九頭竜保養の里指定管理者事業計画書（様式第2号）

ウ 大野市九頭竜保養の里指定管理者自主事業計画書 3年分（様式第3号）

エ 大野市九頭竜保養の里管理運営費提案書 3年度分（様式第4号）

オ 大野市九頭竜保養の里の管理に関する業務の収支計画書 3年度分（様式第5号）

カ 共同団体概要書（様式第7号）

※ 共同団体で応募する場合のみ提出。なお、共同団体で応募する場合には、以下のキ～シの書類は構成する法人等ごとに提出すること。

キ 申請法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

ク 法人にあつては当該法人の現在事項全部証明書

ケ 企業又は団体の概要

(ア) 企業又は団体の経歴及び実績

(イ) 代表者の履歴書、役員の構成及び氏名

(ウ) 設立趣旨、事業概要がわかるもの（パンフレット可）

コ 申請法人等の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

サ 法人においては当該法人及び当該法人の代表者の、その他の団体については当該団体の代表者の市税、法人税、消費税、地方消費税の納税証明書

シ 決算書類等

(ア) 法人にあっては過去3年の・貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細・税務申告書別表1（受付印のあるもの）の写し及び科目内訳書の写し

(イ) その他の団体にあっては過去3年の・正味財産計算書（総括）・貸借対照表（総括）・収支計算書（総括）・税務申告書の控えの写し（収益事業を行っている場合）

ス 施設を管理するに当たって必要な危険物取扱者、防火管理者等の資格・免許等を有していることを証明できる書類の写し又は有する者を確保できることを確約した書類

(2) 応募書類提出部数

応募書類ア～スの順に並べ、クリップ留めしたものを10部提出してください。

応募書類シの決算書類等については提出部数は3部、応募書類サ、スの証明書類については提出部数は1部で結構です。

4 応募書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年12月17日（水）午後5時必着（郵送可）

(2) 提出先 〒912-8666 大野市天神町1番1号
大野市地域経済部観光交流課

5 施設管理の基準

(1) 利用時間

利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

ア フレアール和泉 午前9時から午後9時まで。ただし、宿泊の場合は、終日利用できるものとする。

イ 平成の湯

(ア) 4月1日から11月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。） 午前10時から午後9時まで

(イ) 12月1日から翌年の3月31日までの日曜日、土曜日及び祝日法による休日 午前10時から午後8時まで

(ウ) 4月1日から11月30日までの祝日法による休日に該当しない月曜日、木曜日及び金曜日 午後2時から午後9時まで

(エ) 12月1日から翌年の3月31日までの祝日法による休日に該当しない月曜日、木曜日及び金曜日 午後2時から午後8時まで

(2) 休館日（平成の湯のみ）

毎週火曜日及び水曜日（火曜日又は水曜日が祝日法による休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）及び1月1日。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

6 指定管理者が行う業務（詳細は仕様書に記載）

(1) 大野市九頭竜保養の里の運営に関すること。

(2) 大野市九頭竜保養の里の維持管理に関すること。

(3) 大野市九頭竜保養の里設置条例第3条第2項に規定される業務の実施に関すること。

7 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

また、新たに指定管理者となるものが営業を開始する時期は、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間で、協議の上決定することとします。

8 選定方法

選定委員会が応募書類の書類審査及び必要に応じて聞き取りにより選定します。選定は、別紙指定管理者評価基準項目により行います。

(1) 選定委員会

ア 選定委員会の役割 指定管理者の指定のため、評価基準等の検討を行います。また、法人等から提出された応募書類について検討し、優秀提案者の選定を行います。

イ 選定委員会の公開 選定委員会の会議は公開します。ただし、応募者は会議を傍聴することはできません。

(2) 聞き取り

選定委員会は、必要に応じて聞き取りを応募者に対して行います。法人等の代表者又は代理の方の出席（2名程度）をお願いします。日時及び場所については応募法人等に後日連絡します。

9 指定管理料

- (1) 大野市が指定管理者に支払う指定管理料は、令和 8 年度から令和 1 0 年度までの 3 年間で 8 2, 5 6 9 千円以内とし、事業計画書において提案のあった金額に基づき、大野市と指定管理者で締結する協定書で定めることとします（上記の金額には消費税を含みます）。

地域経済の活性化に配慮し、かつ、指定管理料の軽減をご提案いただける場合には、その金額等についてご提案下さい。

- (2) 年度毎の指定管理料の分割方法及び支払時期については、大野市と指定管理者で締結する協定書で定めることとします。
- (3) 指定管理業務に係る経費及び収入の経理は、法人等の他の業務に係る経理と区分し、明確に管理してください。

1 0 料金収入の取扱い

指定管理者は施設の利用に係る料金を収受し、事業の充実に資する目的に使用することができます。

1 1 応募者現場説明会（施設見学会）

応募書類の記載方法等の説明及び施設の現場説明会を次の日程により行いますので、希望者は参加願います。ただし、1 法人等当たり 2 人程度とさせていただきます。なお、見学会の事前の申込み受付はいたしませんので、希望法人等は当日直接施設までおいでください。

- (1) 日時 令和 7 年 1 2 月 2 日（火）午前 1 0 時～1 1 時 3 0 分（受付：午前 9 時 5 0 分）
- (2) 集合場所 フレアール和泉

1 2 募集要項に関する質問

募集要項に関する質問については、大野市指定管理者募集に係る質問書（様式第 6 号）で期日までに提出願います。（質問受付期限は 1 1 月 1 7 日（月）～1 2 月 3 日（水）正午必着）

質問に対する回答については、1 2 月 5 日に応募説明会参加者全員に対し回答します。

1 3 留意事項

- (1) 募集要項の承諾 応募者は、応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募者の失格 応募者が、次の事項に該当した場合には失格とします。

ア 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

(3) 接触の禁止 選定委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(4) 重複提案の禁止 応募 1 法人等について、提案は 1 案とします。複数の提案はできません。

(5) 提案内容変更の禁止 提出された書類の内容を変更することはできません。

(6) 応募書類の取扱い 応募書類は、理由のいかんを問わず、返却しません。

(7) 応募の辞退 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(8) 費用負担 応募に関して必要となる費用は応募法人等の負担とします。

1 4 選定結果の通知及び公表

応募者全員に、1 月上旬に文書にてお知らせします。また、市のホームページには 3 月下旬に（市会議決後）全体の結果等を次の内容で公表します。

(1) 第 1 候補者の法人等名

(2) 第 2 位以下の法人等名（順不同。イニシャル表記）

1 5 添付資料

(1) 指定申請書（様式第 1 号）

(2) 大野市九頭竜保養の里施設指定管理者事業計画書（様式第 2 号）

(3) 大野市九頭竜保養の里施設指定管理者自主事業計画書（様式第 3 号）

(4) 令和 8・9・10 年度大野市九頭竜保養の里施設管理運営費提案書（様式第 4 号）

(5) 令和 8・9・10 年度大野市九頭竜保養の里施設の管理に関する業務の収支計画書（様式第 5 号）

(6) 大野市指定管理者募集に係る質問書（様式第 6 号）

(7) 共同団体概要書（様式第 7 号）

(8) 大野市九頭竜保養の里施設指定管理者仕様書

(9) 使用料算出表

(10) 大野市九頭竜保養の里施設利用状況（令和 5 年度～令和 6 年度）

(11) 指定管理者評価基準

(12) 事業計画書等提出書類について（説明）

1 6 情報の公開 応募法人等の選定結果については、「大野市情報公開条例」に

に基づき、情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。

- 17 法人税等について 会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、税務課にお問合せください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問合せください。

【問い合わせ先】

大野市地域経済部観光交流課 担当：荒矢、島田

電話 0779-66-1111（内線1808） FAX 0779-65-1424

募集及び選定スケジュール(案)

【募集期間】

令和7年11月17日(月)～令和7年12月17日(水)

【応募者現場説明会】

令和7年12月2日(火) 午前10時～(受付：午前9時50分)

【募集要項に関する質問受付】

令和7年11月17日(月)～令和7年12月3日(水) 正午必着

【質問回答】

令和7年12月5日(金)

※現場説明会参加者全員に回答

※現場説明会に参加していない方でも参加表明書が提出された方には回答書を
送付いたします。

【応募書類提出期限】

令和7年12月17日(水) 午後5時必着(郵送可)

【選定委員会】

令和7年12月25日(木) 午後1時30分予定

【選定結果】

令和8年1月下旬

※3月下旬に市議会での議決後、正式な指定管理者としての指定となります。